

2022年6月9日

三井住友信託銀行
年金信託部

INDEX

【確定給付企業年金】

育児・介護休業法の改正に伴う規約変更手続きについて
(令和4年4月1日付／令和4年10月1日付)(その2)

法改正日後に規約変更を行う場合の手続きについて



POINT

- ✓ [2022年2月22日付年金ニュース](#)にて、育児・介護休業法改正(令和4年4月1日付・令和4年10月1日付。以下「法改正」。)に伴うDB規約変更手続きについてご案内しておりますが、今般、厚生労働省から追加で確認できた事項(簡素化)がありますのでご案内いたします。

【内容】

- 法改正に伴うDB規約変更を法改正日(令和4年4月1日・令和4年10月1日付)後に行う場合も行政宛手続きは**届出不要**であることが確認できました。
⇒先日ご案内の[2022年2月22日付年金ニュース](#)では、法改正日後に規約変更する場合の行政宛手続きは、申請又は届出とご案内しておりましたが、この部分に変更されました。
- なお、上記は法改正に応じた規約変更のみを行う場合に限られます。仮に法改正と異なる変更が含まれる場合は、これまでと同じく法改正日前後にかかわらず申請又は届出となります。

<本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3063



[年金ニュース
バックナンバー](#)
(↑クリックで表示)

[ペンションジャーナル
マーケットコラム等](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託銀行
公式HP](#)
(↑クリックで表示)